

日本オカメインコ審査会会則

- 1 本会は日本オカメインコ審査会と称する。
(JAPAN COCKATIELS ASSOCIATION：略称をJCAとする)
- 2 本会の事務局は、埼玉県さいたま市緑区東浦和7-32-4 **Papagallo e Topo** に置く。
- 3 本会はオカメインコを健康に飼育し、繁殖等の情報の交換及び知識の普及を計ることを目的とする。
- 4 本会はその目的達成のため次の事業を行う。
 - (1) 交流会・品評会・講習会などの開催
 - (2) 会報の発行
 - (3) オカメインコの血統管理の支援
 - (4) その他必要な事項
- 5 本会の会員は正会員と特別会員とする。
正会員は本会の主旨に賛同して入会を申し出、所定の会費を納入し、書面にて手続きをした個人とする。
特別会員とは動物取扱業を営み、都道府県知事または政令市の長の登録を受けた者で本会の主旨に賛同して入会を申し出、所定の会費を納入し、書面にて手続きをした者とする。(正会員として入会したものが動物取扱業の登録をした場合は改めて特別会員として入会申込書を提出するものとする)
- 6 正会員及び特別会員は次の権利を有する。
 - (1) 会報に投稿し、また、その配布を受ける
 - (2) 本会の総会・交流会・品評会・講習会などの会合に出席し、会務に参加できる
- 7 本会の入会金は5,000円とし、会費は年額5,000円とする。会費はその年度の3月末日までに納入すること。ただし、納入した入会金・会費は一切返却しない。
- 8 入会希望者は、本会事務局へ別紙入会申込書にて氏名・住所等を届け出るものとするが、特別会員においては動物取扱業登録証についての事項も合わせて届け出るものとする。その際に当該年度の会費を添えて本会事務局へ納入する。尚、入会資格は満20歳以上とする。

- 9 退会しようとする者は本会事務局へ退会届にて届け出ること。
- 10 会費を滞納し、または会員として不適切な行為のあるものは除名することができるものとする。未納会費は納入する義務を持つ。
会員としてとして不適切な行為とは下記に掲げるものとする。
 - (1) 審査会や会員に損害を与える方
 - (2) 公序良俗に反し他人を誹謗中傷する方
 - (3) 入会申込書に偽りを記入された方
- 11 会員間、もしくは会員・非会員間の生体の売買については条例に準ずるものとし、その取引内容について、本会は一切の責任を負わない。
- 12 本会に次の役員を置く。
会 長 1名(本会を代表し、会務を総理する)
副会長 2名(会長を補佐し、会長が職務不能等の際は、その職務代理し、会長が欠けるときはその職務を行う)
幹事 若干名(庶務・会計・広報に分ける)
- 13 役員任期は特に定めない。
- 14 役員会は必要に応じて庶務・会計・広報などに関する事項を討議し、その審議事項を会報に報告しなければならない。
- 15 本会の会計年度は4月から翌年3月とする。
- 16 本会則は2011年6月28日より施行する。
- 17 会員等から寄せられた個人情報では会務においてのみ利用し、他の目的には利用しない。会員名簿は作成するが、本会役員にのみ交付し、その他へは交付しない。